

兵庫県の高病原性鳥インフルエンザ 発生に伴う庁内連絡会議

日時：令和2年11月26日（木）
午前11時～
場所：鳥取県庁災害対策本部室
（第2庁舎3階）
出席：知事、統轄監、危機管理局、
福祉保健部、子育て・人材局、
生活環境部、農林水産部、教育
委員会、総合事務所、農林事務所

1

会議内容

- 1 兵庫県の鳥インフルエンザ発生概要
- 2 国及び鳥取県の対応
- 3 鳥取県からのお願い

2

今シーズンの鳥インフルエンザ発生概要(家きん)

| | 発生地 | 鶏種 | 発生日 | 飼養羽数 | 防疫措置完了日 |
|----|---------|--------------|----------|-----------|------------|
| 1 | 香川県三豊市 | 採卵鶏 | R2.11.5 | 317,201羽 | R2.11.15 |
| 2 | 〃 東かがわ市 | 採卵鶏 | R2.11.8 | 46,259羽 | R2.11.12 |
| 3 | 〃 三豊市 | 種鶏 | R2.11.11 | 10,587羽 | R2.11.21 |
| 4 | 〃 三豊市 | 種鶏 | R2.11.13 | 10,334羽 | R2.11.17 |
| 5 | 〃 三豊市 | 採卵鶏 | R2.11.15 | 77,089羽 | R2.11.25 |
| 6 | 〃 三豊市 | 採卵鶏 関連4農場 | R2.11.18 | 366,174羽 | (R2.11.22) |
| 7 | 〃 三豊市 | 採卵鶏 | R2.11.18 | 約495,000羽 | (R2.11.24) |
| 8 | 〃 三豊市 | 採卵鶏 | R2.11.21 | 約77,000羽 | (R2.11.23) |
| 9 | 福岡県宗像市 | 肉用鶏 | R2.11.25 | 約94,000羽 | 作業中 |
| 10 | 兵庫県淡路市 | 採卵鶏 | R2.11.25 | 約146,000羽 | 作業中 |

※()は殺処分完了日

兵庫県の高病原性鳥インフルエンザ発生概要

1 農場概要

所在地:淡路市

飼養状況:採卵鶏農場(飼養羽数:146,000羽)

2 経過

- (1) 11月25日(水) 10:25 に農場から通報
- (2) 〃 12:36 現地で簡易検査陽性
- (3) 〃 21:00 遺伝子検査でH5亜型確認

3 対応

- (1) 兵庫県鳥インフルエンザ対策本部設置
- (2) 当該農場飼養家きんの殺処分、焼却、汚染物品の埋却等実施
- (3) 消毒ポイント7か所設置

※兵庫県ウェブサイトより引用



国の対応

- 1 11月25日(水)に「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催(持ち回り)
- 2 防疫対策に必要な助言を得るため食料・農業・農村政策審議会 家きん疾病小委員会を開催
- 3 農林水産省及び農研機構動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣し感染状況、感染経路等把握
- 4 兵庫県の殺処分、埋却等防疫措置の支援のため動物検疫所、家畜改良センターから「緊急支援チーム」を現地に派遣
- 5 全都道府県へ早期発見、早期通報の徹底を通知。⁵

鳥取県の対応(1)

- 1 発生情報の周知(養鶏場81戸、市町村、学校、福祉施設等)
- 2 県内全養鶏農場へ注意喚起と聞き取り実施
農場出入口の消毒、防鳥ネットの点検、早期通報等疫学関連調査中
- 3 養鶏農場への立入検査(11/16終了)
県内全養鶏農場の立入検査と防鳥ネット等の点検等飼養衛生管理基準の遵守状況を確認
- 4 家畜防疫員の派遣要請無し
- 5 養鶏農場全戸にウイルス侵入防止対策のため、消石灰を配布(11/26で終了予定)
堆肥舎、資材庫への防鳥ネットの設置について支援
※事業費7,000千円×補助率1/2⁶

鳥取県の対応(2)

1 高病原性鳥インフルエンザウイルス検出状況等

10/30 北海道紋別市で野鳥糞便からH5N8亜型を検出(11/23 野鳥重点監視区域解除)

11/ 5 香川県三豊市養鶏場での検出を受け、野鳥サーベイランスの対応レベルを3に引き上げ

11/13 鹿児島県出水市で環境試料(水)からH5N8亜型を検出

11/16 環境省の野鳥糞便保有状況調査(10月分:361検体)はすべて陰性

11/17 鹿児島県出水市で野鳥糞便からH5N8亜型を検出

11/20 鹿児島県出水市で環境試料(水)からH5N8亜型を検出

11/25 新潟県阿賀野市で環境試料(水)からH5N8亜型を検出

* 11/17に遺伝子検査陽性だった鹿児島県出水市の死亡野鳥についてはその後の検査で高病原性鳥インフルエンザ陰性が確認され、11/21 野鳥重点監視区域解除

2 野鳥における高病原性インフルエンザ関係調査・監視体制

○緑豊かな自然課、各総合事務所で、渡り鳥が集まる河川、湖沼等の監視を実施。

(東部31カ所、中部10カ所、西部:29カ所、週に1~2回)、野鳥の大量死等の異常は確認されていない。引き続き監視を実施。

7

鳥取県の対応(2)

3 調査の実施状況

○死亡野鳥等調査

・野鳥の死亡及び衰弱個体を対象として、環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づきウイルスの保有状況を調査

○環境省の糞便調査

・米子水鳥公園で10月に100検体採取、11/16 検査結果陰性の発表。12月15日頃追加調査を実施予定

4 県民への情報提供等

○野鳥関係団体、関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

○ホームページ等で野鳥や野鳥を捕食する小動物との接し方についても周知徹底

○死亡野鳥に関する情報の早期通報体制を再確認

* 10/30~11/25鳥インフルエンザ相談件数 26件(東部:3件、中部:4件、西部:19件)

5 その他愛玩鳥(家きんを除く)飼育者への情報提供

○動物取扱業者等への情報提供と注意喚起

8

鳥取大学共同獣医学科 山口教授のコメント

・野鳥の死体が未だに1例もなく糞便や水からだけなので、水鳥に対する病原性が低くほとんど症状を示さないのではないかと考えている。環境中に広がっている可能性が高く、鳥取県を含め日本全国いつ発生してもおかしくない状況

・現在の欧州ではコブハクチョウやコクチョウの死亡が既に何例も報告されている。野鳥の死体の発見はウイルスの野鳥における拡がりを把握する上でも重要な情報なので、一般市民の方で野鳥の死体を発見された場合は、死体に触ったりせず、県の担当部署に通報をしていただきたい。

・農場対策については、野生動物侵入対策の徹底、作業者の衣服や長靴の交換と消毒、早期発見と迅速な通報、ウイルスはすぐそこにあるという意識、これに尽きると思います。

9

鳥インフルエンザ対応窓口

■野鳥、愛玩鳥、食の安全に関する相談窓口

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 緑豊かな自然課 | 0857-26-7979 (夜間休日は守衛に転送) |
| 中部総合事務所生活環境局 | 0858-23-3149 (") |
| 西部総合事務所生活環境局 | 0859-31-9320 (夜間休日 0859-34-6211) |

■生産者の皆さんの相談窓口

| | |
|-----------|------------------------|
| 鳥取家畜保健衛生所 | 0857-53-2240 (夜間休日は転送) |
| 倉吉家畜保健衛生所 | 0858-26-3341 (") |
| 西部家畜保健衛生所 | 0859-62-0140 (") |

■食の安全に関する相談窓口

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 鳥取市保健所 生活安全課 | 0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111) |
| 中部総合事務所生活環境局 | 0858-23-3117 (夜間休日は転送) |
| 西部総合事務所生活環境局 | 0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211) |

■人の健康に関する相談窓口

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 鳥取市保健所 保健医療課 | 0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可) |
| 中部総合事務所福祉保健局 | 0858-23-3145 (") |
| 西部総合事務所福祉保健局 | 0859-31-9317 (") |

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

| | |
|------|--------------|
| 防災当直 | 0857-26-8663 |
|------|--------------|

10

お願い

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人には感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
 - ・死亡した野鳥は素手で触らないでください。
 - ・死亡野鳥や鳥の排泄物に触れた後には、手洗いやうがいをしてください。
 - ・死亡した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所生活環境局に連絡しその指示に従ってください。
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。
清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いとうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お願い



食品安全委員会
Food Safety Commission

2004年3月11日 (別添1)

(注) 2014年4月24日更新

鳥インフルエンザについて 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→ [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→ [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。